

## 理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準

大学院設置基準に定める「自立した研究者，または，高度に専門的な業務従事者」として必要とされる能力（学力・判断力・企画力・持続力・表現力など）を備え，かつ，少なくとも学位を授与された者の平均以上の業績をあげると見込まれる者を，早期修了の資格を有する者として研究科長に推薦する。

必要とされる能力の有無と，研究業績が平均以上であるか否かの判断は，当該専攻から選出された委員の所見を参考にして，早期修了審査委員会が合議によって行う。研究業績の平均の対象範囲を当該専攻あるいは当該教育研究分野のいずれにするかは，当該専攻選出委員の所見を参考にして，早期修了審査委員会が決める。論文発表数や学会発表数に基づく機械的判断は行わないものとする。

なお，自然科学研究科博士課程後期課程在学者の早期修了資格の審査についても，理学研究科博士課程後期課程早期修了審査委員会が同様の基準で審査する。

### 附 則

この審査基準は，平成25年4月1日から施行する。